

人事院勧告の"凍結"

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-02 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/29257

人事院勧告の“凍結”

前田達男

(金沢大学教授)

一 人事院勧告と給与法

一般職の職員の給与に関する法律（昭和二五・四・三法律九五号、略称「給与法」）は、現行国家公務員法（昭和二三・一二・三旧法の全面改正）の、勤務条件法定主義を受けて、一般職の給与等に関する特例法（昭和二九・六・一法律一四一号、略称「国営企業職員給与特例法」）の成立により、五現業職員が給与法の適用外となつた、そのための条文整理である。

第二は、政府による人勧（一九四九・一二・四）受容拒否と給与法との関係についてである。人勧第一号（一九四八・一二・一〇）は、旧国公法下の臨時人事委員会が、政令二〇一号以前には中労委が行つていたところの賃金競争の調停機能を代行する形で行つた勧告（一九四八・一一・九）を人事院が承継したものである（もつとも、政府は、臨時人事委員会の勧告六、三〇七円ベースとは別個に、五、三三〇円ベースの「昭和二三年一月以降の政府職員の俸給に関する法律案」を国会に上程、人事委員会勧告は参考資料として提出された。これに對して、社会・民主・国協の野党三派は、臨時人事委員会勧告を支持する修正案を提出する一方、G H Q フーヴィア公務員制度課長ともお改善すべき点があり、現行俸給表が適當なものであるとは言ひ得ないとしても、他面、わが国の経済はいまや転換期にあ

り、給与を決定すべき諸条件に幾多の不確定な要因を含んでいる現段階において、單なる民間給与との格差をもつて、從来のごとく直ちに俸給表の改訂を行うことは、必ずしも當を得た措置とは考えられない。よつて本院は、慎重考慮の結果、勧告は一応これを留保して報告のみとどめ、給与に關係ある諸条件を注視することとする」として、人勧を見送つた年である（同年六月一日付の給与法改正は、國の經營する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二九・六・一法律一四一号、略称「国営企業職員給与特例法」）の成立により、五現業職員が給与法の適用外となつた、そのための条文整理である）。

【表1】人事院勧告と実施状況

回顧文書

勧告年・月・日	勧告内容			実施状況		備考 (組合の動き・法令・判例動向など)
	a.給与水準・改善	b.諸手当改善その他	c・aの実施期日	a.およびb	c	
1948.12.10	6,307 円	扶養、勤務地 勤務地		a.○ b△ ×(但し、臨時年末手当支給)	12. 1	国公法改正(12月)、公労法制定(12月) ドッジ・ライン(3月)、労組法改正(6月)、国鉄 仲裁裁定不履行事件として係争 給与法制定(4月)、総評結成(7月)、地公法制定 (12月)
1949.12.4	7,877					
1950.8.9	8,058	勤務地 [検察官俸給表]		a. 7,981ベース、b.手当○、 俸給表×	51. 1. 1	
1951.8.20	11,263	勤務地、特別 [奨励]、 [道府県等別俸給表]		a. 10,062ベース、b.手当△、 俸給表×	10. 1	
1952.8.1	13,515	[期末] [勤勉] [奨励]		a. 12,820ベース、b.○	11. 1	公労法改正(5現業にも適用)・地公労法制定 (7月)
1953.7.18	15,480	期末、給与準則制定、俸給 表改革(8種7等級)		a. 15,483ベース b.手当△、 他は×	54. 1. 1	国鉄弘前機関区事件最大判(4月)
1954.年次		勧告なし		○(12.14実施)		国営企業職員給与特例法(6月)
1955.7.16		期末・勤勉		修正実施		8単産共闘・春闘開始(3、4月)
1956.7.16		[特別] 俸給表改革 (8種 12表 7級)		○		公労協・順法闘争(3月)、公労法改正(35条努 力義務)
1957.7.16		期末 [通勤]		a.○ b.修正実施	59. 4. 1	公労協・時間内職場大会(2.3月)、当局大盤処 分(5月)、処分反対闘争(5月)、再処分(6.7 月)と団交拒否
1958.7.16	初任給	期末		○		日教組・勤評反対闘争(3~9月)、機労・全 通ILO提訴(4.9月.179号事件)、腎臓法反 対闘争(10.11月)
1959.7.16	中級職員	期末		○	60. 4. 1	60年安保闘争(安保改定阻止国民会議結成59. 3月~60.6月)、公務員共闘発足(9月)
1960.8.8	12.4%	期末 [初調]		○a. (一部修正)	10. 1	
1961.8.8	7.3	期末、[初調] 通勤	5. 1	○	10. 1	公労協・半日スト(3月以後「ストライキ」闘 争)、日教組学力テスト反対闘争(10月~)
1963.8.10	9. 3	期末勤勉、宿日直 [教(4)表]	5. 1	○(教(4)表一部修正)	10. 1	
1963.8.10	7. 5	期末勤勉、通勤	5. 1	○	10. 1	
1964.8.12	8. 5	期末勤勉、通勤、宿日直 初調 [指定職俸給表] など	5. 1	○		
1965.8.13	7. 2	期末、通勤など	5. 1	○	9. 1	ILO 87号条約批准・関係国内法改正(5月)、ド ライヤー報告書(8月)、公制確立(11月)
1966.8.12	6. 9	扶養、通勤、初調	5. 1	○	9. 1	公務員共闘、10.21一齊休暇闘争(実力行使開 始)、全通東京中郵事件最大判(10月)

1967. 8. 15	7. 9	勤勉 _{【都市】宿日直、初調等} 通勤、初調、宿日直	5. 1 5. 1 5. 1	○(「都市」を「調整」として) ○ ○	8. 1 7. 1 6. 1	都教組勤評闘争事件・仙台安保 6. 4 事件、最 大判(4月)、公務員共闘7.10、11.13スト(以 後「スト」戦術)
1968. 8. 16	8. 0	扶養、通勤、初調、期末				公務員共闘、スト戦術、山場を人効前に設定
1969. 8. 15	10. 2					
1970. 8. 14	12. 67	調整 _{【住居】初調、通勤、 特地、宿日直、期末勤勉} 扶養、筑波、初調、期末勤勉	5. 1	○	5. 1	公務員共闘、スト戦術、春闘時に配置(以後維持)
1971. 8. 13	11. 74	扶養、通勤、初調	5. 1	○	5. 1	オイルショック(3月)、全農村昇職法闘争事件最大判(4月)
1972. 8. 15	10. 68	扶養、通勤、初調	4. 1	○	4. 1	教員人材確保法成立(2月)
1973. 8. 9	15. 39	扶養、通勤、初調、住居、宿日直	4. 1	○	4. 1	
1974. 3. 18	教(3)等 9. 0		1. 1		1. 1	
1974. 3. 26	医(3)4. 7	期末(0. 3月)	4. 1	○	4. 1	公務員共闘、インフレ手当要求、12.4スト(中止)
1974. 4. 4			4. 1	○	4. 27	
1974. 5. 10	10		4. 1	○	4. 1	
1974. 7. 26	18. 62	初調、扶養、住居、通勤、宿日直	4. 1	○	4. 1	育児休業法(7月)
1975. 3. 17	教(3)	義務教育等教員特別手当	1. 1	○	1. 1	公労協・スト権回復スト(11月)
1975. 8. 13	10. 85	初調、扶養、住居、通勤、義務 義務、主任、育児休業給	4. 1	○	4. 1	
1976. 3. 11			4. 1	○	4. 1	北海道学テ、岩手学テ事件最大判(5月)、赤字国 債37,500億円発行(10月、以後維続)
1976. 8. 10	6. 94	初調、扶養、通勤、宿日直、 期末勤勉の減額	4. 1	○	4. 1	全通名古屋中郵事件最大判(5月)
1977. 8. 9	6. 92	初調、扶養、通勤、宿日直	4. 1	○	4. 1	
1978. 8. 11	3. 84	初調、扶養、通勤、義務、期 末勤勉の減額	4. 1	○	4. 1	
1979. 8. 10	3. 70	扶養、初調	4. 1	○	(4. 1指 定職10. 1) (4. 1指定 職10. 1) (4. 1指定 職、管理職 82. 4. 1)	第2臨調設置(12月)
1980. 8. 8	4. 61	扶養、通勤	4. 1	○	4. 1	公務員共闘、秋闘スト復活(11. 25スト)
1981. 8. 7	5. 23	扶養、通勤、調整、初調	4. 1	a○ b. 期末、勤勉、旧ベース調整 1年繰り延べ	82. 4. 1	
1982. 8. 6	4. 58	初調、扶養、住居、通勤	4. 1	?	4. 1	公務員共闘、12. 16スト

(注記)

○ 勘告どおり実施

△ 一部実施

× 実施せず

初調：初任給調整手当

□ は新設

施に関する法律」として、一九四八年一二月一日可決・成立した。同法の施行は、一九四九・一・一からであったが、一九四九年一、二月分の給与を一部繰上げ支給する形で、一九四八・一二・一から適用された。なお、同法の期限は、一九四八・三・三一まで)。実質第一号人効とも評すべき人効第二号(一九四九・一二・四)は、一九五〇・二・三閣議決定「国家公務員の給与に関する資料(給与白書)⁽²⁾」により、政府の受容するところはならず、かえつて政府は、六、三〇七円ベースを一九五〇・四・一から向う一ヵ年据置く、政府職員の新給与実施に関する法律の一部改正案(期限の一年延長)を提出、しかし同法案が審議未了・廃案となる中で、急拵立案されたものが給与法である。「この法律は、職員総平均の給与額(俸給扶養手当、勤務地手当及び特殊勤務手当を含むものとし、これら以外の要素を含まない)を月額六、三〇七円とする原則を確立するものとする」ことを第一条に謳つた給与法の成立は、人効凍結の所産であった。

二 人効凍結と経緯

1 一九八一年度における人効不完全実施

一九五四年の例外を除き、人効は毎年出され、給与法もその改正欄に新たな行を刻んできた。一九八二年度は、人効による給与法の改正が、ついに為されなかつた年である。いわゆる

「人効凍結」であり、その経過を暦日的に追えば、表2のようになる。

人効は、一九六九・一一・一の閣議決定「公務員給与の取扱いについて」と保利官房長官談話(「四五年度にはいかような困難があるうとも完全実施する」)を画期として、一九七〇年度より完全実施され(表1参照)、給与法も勧告どおりに改正してきた。人効と給与法改正との間に齟齬が再び生じるのは、一九八一年度である。人効の不完全実施を権威づけたのは、「公務員の給与の在り方については、労働基本権の制約、社会経済情勢、財政事情、国民世論の動向等が十分考慮されるべきものと考える。差し当たり、本年度の給与改定については、以上の点を踏まえ、適切な抑制措置を講ずる」とした、経団連元会長・土光敏夫を長とする臨時行政調査会(「第二臨調」)第一次答申(一九八一・七・一〇)であった。この第一次答申に権威づけられ、人事院から勧告を受けた政府は、「昭和五六年度の国家公務員の給与改定については、労働基本権の制約、社会経済情勢、財政事情、国民世論の動向等を十分考慮の上、適切な抑制措置を講ずるものとする」との閣議決定を行ない(一九八一・八・二五)給与法改正案の上程を保留した。他方、国会(第九五臨時国会)においては、前国会継続の公務員二法案(定期制導入に係わる地方公務員法一部改正案、退職手当の減額に係わる国家公務員等退職手当法一部改正案)と新たに提出され

【表2】人勧凍結をめぐる経過

年月日	政府・国会の動き	組合の動き・その他
1980.12.5	臨時行政調査会設置法成立	
1981.3.16 7.10 8.25 10.30 11.25 11.27 12.22	臨時行政調査会（第2臨調）発足 臨調「行政改革に関する第1次答申」 閣議決定「行財政改革に関する当面の 基本方針」（行革大綱） 仲裁裁定実施の議決 人勧の扱いにつき与野党合意 給与法改正案提出 給与法改正案成立	公務員共闘、人勧完全実施要求スト
1982.4.13 4.14 5.31 7.30 8.6 8.24 9.16 9.20 9.21 9.24 10.6 10.12 10.13 11.16 12.16 12.18 12.25 12.30	公務員共闘の人勧完全実施等の要求に 総理府総務長官回答 臨調第2部会「公務員給与のあり方に ついて」 臨調「行政改革に関する第3次答申」 (基本答申) 鈴木首相、財政非常事態宣言 給与関係閣僚会議で人勧凍結を決定 閣議決定「公務員の給与に関する取扱 いについて」 同閣=全官公、人勧完全実施に關し、 ILO提訴 総評・国公労連・日教組・自治労、人 勧完全実施に關し ILO 提訴 稻山経團会長、来春開ペア 5%以下 発言 ILO結社の自由委員会報告 公務員共闘、人勧完全実施要求スト 仲裁裁定の実施の件、議決 補正予算案成立（給与改善費計上分 1 %取崩し） 83年度、政府予算案決定（83年度、給 与改善費 1%計上）	公務員共闘・春闘第1波スト（第2波 4/15は中止） 人事院勧告、給与改善4.58%他 公労協、全官公、仲裁裁定完全実施に 關し ILO 提訴 公務員共闘、抗議スト 日経連大綱会長、公務員にスト権付与 発言 同閣=全官公、人勧完全実施に關し、 ILO 提訴 総評・国公労連・日教組・自治労、人 勧完全実施に關し ILO 提訴 稻山経團会長、来春開ペア 5%以下 発言 ILO結社の自由委員会報告 公務員共闘、人勧完全実施要求スト ILO結社の自由委員会 ILO理事会（結社の自由委員報告を 承認）
1983.2.12,13 3.4 3.31		
1983.3.31	1982年度退職者の年金の不利益是正に つき、与野党合意	

た「行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての國の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律案」(通称「行革一括法案」)、議決案件として提出された仲裁裁定等とも関連して人効問題は紛糾したが、結局、①俸給表は人効どおり改正し四月一日施行②調整手当の改正は一年繰延べ③管理職員の給与改訂は一年繰延べ④期末・勤勉手当は旧ベースによる支給で与野党の合意が成立、政府は給与法改正案を国会に提出した(同法案は、維続審議の上、第九六通常国会で成立した。なお、給与法附則(昭五六法九六)参照)。

2 人効凍結の論理と実践

一九八二年度の人効一給与法改正をめぐる状況は、厳しいものが予想された。しかし、一九八二年度予算に給与改善経費一%が計上されていたこと、また八二春闇時に田辺総理府総務長官が「(1)人事院の給与勧告は、労働基本権制約の代替措置の一つとして理解しており、それを尊重するのが基本的建前である。(2)本年度の給与勧告の取扱いについては、追迫した財政事情をはじめ厳しい状況下にあるが、誠意をもって努力する。(3)早期支給については、人事院勧告後諸般の事情を勘案し、できるだけ早い時期に給与法を改正するよう誠意をもって努力する。(以下略)」との、政府としての意向表明を行っていたことなどから、人効後の秋季・年末の(給与法改正)国会では、人効の値切り(つまり人効実施時期)と給与法改正の施行日、端的に

は給与法附則をめぐっての争いが予想されはいたものの、人効凍結、つまり政府から給与法改正案がまったく提出されない、という事態までは予想されていなかった。一九八一年度に給与改定の抑制を主張した第二臨調も、五月の部会報告を経て、七月末提出されたその基本答申において、「ア 労働基本権制約の代替措置としての人事院勧告制度、公共企業体等労働委員会(以下「公労委」という)、仲裁制度等は、維持され、尊重されるべきである。イ 公務員の給与は、民間賃金準拠を基準とするのが適当である。ウ 公務員の給与は、人事院勧告等を受けた政府及び国会が、国政全般との関連において、財政事情を考慮し、責任をもって決定すべきものである。エ 人事院勧告等の実施に伴なう総経費の膨脹は、新規採用の抑制、事務・事業の整理、民間委託、定員削減の励行、定員増加をもたらす施策の抑制、人事管理の適正化等行政の合理化、能率化の積極的推進等により、極力、抑制すべきである」と、公務員給与の方につき「基本的考え方」を展開しているが、この答申からは、減量経営(人減らし・合理化)の方針は出てきても、人効凍結という方策へは短絡しない。

人効凍結が、公的な意思として最初に表明されたのは、一九八一年度会計の決算が明らかになり、一九八二年度に六兆円の歳入(税収)不足が見込まれる事態を受けて、鈴木首相が九月一六日記者会見で発表した、「財政非常事態宣言」においてで

ある。「先般行なわれた人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定についても、まず公務員が率先して自らの給与を凍結し、財政再建への途を拓くべきではないかとの有力な意見があるが、近く給与関係閣僚会議においてその取り扱いを決定することになつてゐる」とするのがそれである。大蔵・文部・労働・自治・総理府総務・行管・経企・官房の大臣・長官と自民党三役による給与関係閣僚会議は、八月六日、九月一日と人勧への対応について論議を闘わせてきたが、首相の裁断を承認すると、いう形で、九月二〇日給与改定の見送りを決めた。次いでこの決定は、「公務員の給与に関する取扱いについて」の閣議決定（一九八二・九・二四）において、「一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与については、去る八月六日に人事院勧告が行われたところであり、労働基本権の制約、良好な労使関係の維持等に配慮しつつ検討を進めてきたが、未

し実施する、②五七年度人事院勧告については、野党の意見を踏まえ誠意をもつて検討する）を共産党を除く全野党が了承し、参議院でも、「国会に勧告されている五七年度人事院勧告の取り扱いについては、各党代表者会議で引き続き協議し、結論をうるよう誠意をもつて努力する」との与野党国対委員長会議（共産党を除く）の申し合わせにより、第九八通常国会に結論は持ち越され、補正予算案は一二月二五日参議院でも可決・成立した（通常国会でも、五七年度人勧の取扱いについて断続的に与野党協議がなされたが、結局、五七年度退職者に關し年金等の扱いについて不利益とならないよう、五八年度の人勧が出された時点で、国家公務員共済組合法を改正するなど適当な措置をとることが合意される（三月三一日）にとどまった）。

三 ILO 結社の自由委員会の勧告と人勧制度の限界

曾有の危機的な財政事情の下において、国民的課題である財政改革を担う公務員が率先してこれに協力する姿勢を示す必要があることからがみ、また、官民給与の較差が一〇〇分の五未満であることを総合的に勘案して、その改定を見送るものとする。（以下略）と再確認された。

かくして人勧問題は、人勧のもう一つの名宛人・国会（第九七臨時国会）に舞台が移されたが、一二月一七日各党代表者会議において、自民党三役最終案（①五八年度人事院勧告は尊重

両当事者を拘束し、裁定がいったん下された場合には、全面的かつ迅速に実施されるべきであるという原則を、また②立法府による予算権の保留が強制仲裁機関によって下された内容を順守するのを妨げる効果を持つてはならないという原則を本委員会が重視していることに政府の注意を喚起する。(b)本委員会は、政府が発表している臨時国会が早期に開催され、本件に関する決定が前に述べた諸原則を正しく踏まえて行われるよう要請する。(c)本委員会は、本件についての今後の動向を引き続き知らせるよう政府に要請する。⁽⁹⁾

〔10〕結社の自由委員会のこの報告＝勧告は、同委員会の既定の立場を改めて確認するものであったが、この報告＝勧告が契機となつて、仲裁裁定の議決問題は一応の決着をみた。次いで一九八三・二・二一二結社の自由委員会は、人労問題に関し次のようない報告＝勧告をILO理事会に行つた。(a)本委員会は、人事院のようない報告＝勧告が一九八二年に実施されなかつたことを遺憾とする一方、今後の人事院勧告が完全かつ迅速に実施され、団体交渉に関する労働組合権およびストライキ権制限の代替措置を関係公務員に確保するよう強い希望を表明する」(傍縁部分は、印刷上のミスであるとして理事会提出段階で削除、訂正された報告書を理事会は三月四日承認)。

ILO結社の自由委員会の二つの報告は、人事院勧告と強制仲裁という代償措置の差を明らかにすることによって、公労法適用の三公社四現業職員と公務員法適用の非現業職員との、労働基本権制限の差異を浮き立たせることとなつた。争議権の剝奪・争議行為の禁止という点では、両者は共通である(もつと勧告を尊重するとの基本方針を堅持し、また今後は人事院勧告も三公社四現業職員の場合、争議行為禁止違反に対する制裁と

を尊重するよう最善を尽くすとの日本政府の保証に留意する。

(c)本委員会は前記第一六六項(注、第一六六項 本委員会は、本件の場合、人事院勧告の見送りを決めた政府決定が、一九八二年一二月二五日の人事院勧告実施のための予算が組まれていない補正予算案が採択された時点で、国会により承認されたことに留意する。従つて本委員会は日本政府に対して人事院勧告に関する態度を再検討するよう要請するには有益な目的にかなうことではないないと考える)に示した理由により、人事院勧告に関する態度を再検討するよう日本政府に対し要請するのは有益な目的にかなうことではないと考へる。本委員会は、人事院勧告が一九八二年に実施されなかつたことを遺憾とする一方、今後の人事院勧告が完全かつ迅速に実施され、団体交渉に関する労働組合権およびストライキ権制限の代替措置を関係公務員に確保するよう強い希望を表明する」(傍縁部分は、印刷上のミスであるとして理事会提出段階で削除、訂正された報告書を

しては処罰規定をもたない）が、争議に対する調整機関が公労法には設置されている反面、公務員法には欠落している。この

ことが三公社四現業職員には、団交権・労働協約締結権が保障され、非現業公務員には否認されていることと相まって、二つの報告・勧告の差異をもたらしたものと解される。すなわち、仲裁裁判は、当事者間の合意たる労働協約と同一の効力を有するが故に、仲裁裁判の不履行は、債務不履行の責に問われるのが原則である。⁽¹²⁾これに対して、人事院勧告は、基本的には政府・国会と人事院との間の問題であって、公務員の権利関係には、それ自体としては何らの変動をもたらすものではない。人事院から勧告を受けた政府（もしくは国会議員）が、給与法改正案を提出し、国会がこれを議決したときにはじめて、公務員に新質金の請求権が発生する。加えて、政府・国会は、人効を受容することを、法的には義務づけられていない。結局のところ、公務員・職員団体と政府当局間の紛争に関して、調整機関としての地位を与えられていない人事院の行う勧告は、政府・国会が人効を完全実施する限りにおいて、『事實上』代償措置的な機能を果すとしても、法的には『無価値』と評さざるをえない今回の入効凍結は、人効の『法的無価値性』を衆目の前で検証することとなつた。

四 展望

人効制度が、代償措置として現実に機能する保障は、公務員法の内ではなく、公務員法が否定するところの、公務員・職員団体の、争議行為を含む集団行動・社会的圧力にあったことは、人効とその実施状況を想起すれば明らかである（表1参照）。

公務員・職員団体の集団行動が有効な影響力をもつ限りにおいて、代償措置（＝人効制度）も有効なものとして現象し、団体行動権を否認する理論的根拠を提供するというパラドックス、このパラドックスは、集団行動・社会的圧力が弱体化したときに破綻する。

この点を見越していたのが、公務員の集団行動に対する刑事罰を正当化することにより、その弱体化に寄与した農林警職法闘争事件最高裁判決（最大判昭四八・四・二五刑集一七巻四号五四七頁）、岸盛一＝天野武一の追加補足意見であった。「もし仮りにその代償措置が迅速公平にその本来の機能をはたさず実際に両間にひとしいとみられる事態が生じた場合には、公務員がこの制度の正常な運用を要求して相当と認められる範囲を逸脱しない手段様式で争議行為に出たとしても、それは憲法上保障された争議行為である」とするこの有名な追加補足意見は、人効制度の法的無価値性と実事的機能との断層が顕在化した場合の争議行為を是認することにより、「公務員組合の争議行為

→人効制度Ⅱ代償措置の機能化→争議行為禁止」の循環式を補足する理論でもあった。

人効凍結——給与法改正を実施しない——という政府・国会の行為は、事実の世界の現象であり、その当・不当は政治・経済学的に論じても法的争訟にはなじみ難い。しかしながら、人効凍結に抗議する、或いは人効完全実施を要求する公務員・職員団体の集団行動をいかに評価するかは、すぐれて法的な問題である。一九八二年秋季・年末の公務員・職員団体の争議行為に対して制裁・不利益が課せられ、法的争訟となつた場合、下級審がいかなる判例を展開するか、また最高裁が「当然の論理的帰結」として、追加補足意見と同じ結論を下すかどうか、人効凍結問題は裁判所に大きな宿題を課したことになる。

(1) 人事院の給与報告書 昭和二十九・七・一九、大原社会問題研究所・日本労働年鑑第二八集八一九頁以下参照。

(2) 全文は、日本労働年鑑第二四集八二四頁以下に所収。

(3) 紙与法は、一九八二年度においても一部改正があるが、これは「障害に関する用語の整理に関する法律」(昭和五七・七・一六法律六六号)により、給与法第一一一条第二項第五号の「不具労疾者」が「重度心身障害者」と「用語整理」されたことによる。

(4) 第二臨調第一次答申、閣議決定等の全文は、労働法律旬報第一〇三一・二号に所収。

(5) 公務員の給与改善は、政府あるいは議会から「独立し

た」人事院での意思形成—政府・議会への勧告、予算及び給与法改正を媒介として実行されるのが範型である。それ故予算案を作成、審議・決定する政府・議会としては、予算に公務員給与改善経費を予め計上・決定しておき、必要に応じて補正を組むという、通常の予算作業とは異った対応をせざるを得ない。給与改善経費一%計上の意味は、給与改定財源「原資が一%ある(しかない)」という文脈においてではなく、公務員の給与改善という事業を行ううこと、またそのことの承認として理解される。

(6) 基本答申全文は、労働法律旬報第一〇五三号に所収。

(7) この点を指摘するのが、労働経済学者の人効凍結政策への批判である。金子英雄「人事院勧告凍結が問うもの」エコノミスト一九八二・一〇・二六、高梨昌「財政再建と公務員の給与—人事院勧告凍結は愚策」ジユリストNo.78参照。

(8) 私的には、経団連行革特別委員会が、財政再建中の公務員給与の凍結を主張したり(六・九)、大槻日経連会長が、公務員給与の二、三年凍結を発言する(七・二)など、財界・経営者サイドから、人効への思惑もかねて言わってきた。

(9) 本件(一五一号事件)に関するILSO結社の自由委員会第二二八次報告は、労働法律旬報第一〇六三・四号に所収。

(10) 詳しくは、片岡昇「人事院勧告の凍結と代償措置の限界」季刊労働法第一二六号参照。

(11) 本件（一六五事件）の勧告文は、^{3/2}（夕）^{3/5}（夕）の各紙および公務員共闘・ヨーロッパ派遣団持ち帰り資料による。

(12) この点を争つたものが、国鉄裁定（一）事件である。詳

しくは、片岡舜編『改訂労働法』（青林書院新社、一九八

三）第一〇章II2 参照。

(13) 片岡舜「人事院勧告と労働基本権」ジユリスト七七九号参照。なお追加補足意見は、慎重に、「もつともこの代償措置についても、すべての国家的制度と同様、その機能が十分に發揮されるか否かは、その運用に関与するすべての当事者の真摯な努力にかかるのであるから、当局側

が誠実に法律上および事実上可能なかぎりのことをつくしたと認められるときは、要求されたところのものをそのまま受け容れなかつたとしても、この制度が本来の機能をはたしていないと断然すべきでないことはいうまでもない」との念押しを行つてゐるから、法的争訟は、究極のところ事実認定の問題となる。立法府の広汎な裁量権を認めるのが最高裁の立場であるが、人勧の“値切り”ではなく凍結、一%の計上予算の取崩しという今回のケースは、裁量（権）の範囲内とはならないであろう。